

「第55回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和7年11月18日（火曜日） 19:00～20:20

場 所：栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）集会室

出席者：（滋賀県）中村琵琶湖環境部長、中村参与、小川最終処分場特別対策室長、川端副主幹、外村主査、大屋主査、瀧川主査、千代主任主事、コンサル2名

（栗東市）上山副市長、岩松環境経済部長、西川環境政策課長、川端課長補佐

（自治会）赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計16名

（県議会議員）1名

（市議会議員）なし

（傍聴）2名

（報道機関）なし

（出席者数 34名）

司会：それでは、定刻となりましたので、ただいまから第55回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の中村よりご挨拶申し上げます。

部長：中村でございます。皆さん夜分お疲れのところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。滋賀県の中村でございます。

第55回の連絡協議会と、それから、第6回の跡地利用協議会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

この協議会ですけれども、対策やモニタリングの結果に対する皆様方のご心配ですか、あるいはご提言、そして跡地利用に係る思いなどを直接お聞かせいただける大切な場というふうに認識してございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日の会議ですけれども、お手元に次第のほうがございますとおり、大きく3点でございます。1点目は、今年度の2回目のモニタリングの結果。2点目でございますが、旧処分場施設の維持管理の状況、そして、3点目でございますけれども、アーカイブにつきまして、前回に引き続き職員のヒアリング結果をご説明するということとともに、アーカイブのタイトル案、そして、自治会の皆様方からお寄せいただくメッセージについてご説明をさせていただきたいと存じます。

そして、この連絡協議会の後でございますけれども、中浮気団地様にご参加をいただきまして、対策工事の有効性の確認後の周辺モニタリン

グの在り方、そして、今後の対応につきまして皆様方からご意見を賜ればというふうに思ってございます。その後、第6回の跡地協議会を開催させていただきたいというふうに思ってございます。

以上が本日の内容でございますけれども、これまでと同様、皆様方と情報共有をさせていただきながら安全安心の回復、さらには地域貢献につながるような跡地利用に向けまして、着実な取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

司会：続きまして、栗東市の上山副市長様よりご挨拶をお願いいたします。

(栗東市) 副市長：はい。皆さん、こんばんは。栗東市副市長、上山でございます。平素は栗東市政各搬にわたりまして皆様方のご理解、ご協力を賜っておりますこと改めて感謝申し上げます。

本日、第55回旧RD最終処分場問題連絡協議会、また処分場の跡地利用協議会ということで、タイトなスケジュールになるかも分かりませんけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

今ほど滋賀県、中村部長様からもございましたけれども、皆さんのご意見も頂戴しながらしっかりと前を向いて、そして皆さんの安心安全に向けて取り組みを進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会：本日の司会進行は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の瀧川が担当いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、3点お願いとお断りをさせていただきます。

1点目ですが、ご意見やご質問などをいただく際は、挙手をしていただき、司会から指名させていただいた後にご発言をお願いします。

2点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆様と県および市の意見交換の場ですので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。

3点目ですが、この会議の終了後に引き続き跡地利用協議会を開催する関係で、会議は1時間半程度とさせていただきます。このため、議事の進行状況によりましては、議題の途中でも次の議題に進むことがございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願ひいたします。

以上3点につきまして、よろしくお願ひします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず次第があります。次に資料1、第54回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果。資料2、令和7年度第2回モニタリング調査結果について。資料3、維持管理の状況について。資料4-1、アーカイブタイトル（案）。

資料4-2、アーカイブ総括編、自治会からのメッセージ（依頼）。参考資料として、旧RD最終処分場における対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応について。以上になります。資料のほう全ておそろいでどうか。会議の途中でも資料の落丁等ございましたら、事務局までお知らせください。

また、会議中は適宜前方のスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明いたしますので、お手元の資料とスクリーンのほうをご覧ください。

それでは議事に入らせていただきます。

まず、議事1、前回の開催結果について説明いたします。

主任主事：それでは資料1、第54回連絡協議会の開催結果のご説明をさせていただきます。

本日、跡地利用協議会がこの後控えておりますため、恐縮ですが、質問の一部を抜粋してご紹介を、ご説明をさせていただきます。

まず1の前回、第53回の開催結果の確認につきましては、①で栗東市から旧処分場隣地の事業者に対し、跡地利用に協力を要請してほしいと意見を出したが、その後の対応はどうかとのご質問に対し、栗東市から今のところ、資料の整理を行っている状況で、跡地利用協議会に向けて資料を準備していきたいと回答しました。

次、2の令和7年度第1回モニタリング調査結果につきまして、②でダイオキシン類の数値が0.057である地点がほとんどだが、なぜ同じような値が検出されているかというようなご質問に対しまして、県からダイオキシン類は検出されない場合でも下限値の2分の1の数値を使って計算する。いずれの地点でも不検出に近い状況であれば、同程度の数値が並ぶと回答いたしました。

次に2-2、No.3-1地点におけるひ素の地下水環境基準超過につきまして、④、地下水の流向は東から西側にもかかわらず、No.3-1が北側のH16-No.5の浸透水の影響を受けているというのは矛盾していないかとのご質問に対し、県から浸透水の流れとその下の地下水帯水層の流れは別であり、矛盾するものではないと回答いたしました。裏のほうに続きます。

続きまして、3、維持管理の状況につきまして、⑥送泥ポンプのベルト交換は今回が初めてかとのご質問に対し、県から年1回程度交換していると回答いたしました。

次に4、アーカイブ総括編につきまして、⑦で容量超過のことは、住民はずっと県に言ってきたから知らないはずがないとのご意見に、県から平成19年度の調査以前にも容量超過の可能性に關し指摘があったことは原稿案にも記述している。住民の方から何も指摘がなかつたということではないと回答をいたしました。

次に⑧ですが、栗東市の職員が根拠のないうわさを流したといわれているが、この回答を受けて栗東市はどうするのかとのご質問に、栗東市からヒアリングで確認していきたいと回答いたしました。

次に⑨ですが、住民が県に「今から30分以内に来たら協議に応じる」と言ったとあるが、ホームページに資料を掲載する前に、これが事実か確認するべきではないかとのご意見に対し、県のほうから記録を確認の上、掲載方法について検討すると回答いたしました。こちらにつきましては、後ほどヒアリング結果で事実確認を付記した別紙でご説明をさせていただきます。

次に5、周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応につきまして⑩で、「今後の周辺環境モニタリング等の位置づけ」に、「この処分場問題の発生に当たっては、住民から現地を昔の自然の野山に戻してほしいという強い要望があることから、科学的な意味での環境基準にかかわらず、住民の安心の確保という観点から旧処分場が自然の野山にどれだけ近づいたかを確認することを目的とする」という文言を入れてほしいとご意見をいただきました。こちらに対し県のほうから、要望については承知したので検討するとご回答いたしました。こちらの議題つきましては、本日、後ほど、皆さんから質疑応答するという予定でございます。

それでは、資料1の説明は以上でございますが、続きまして、資料1別紙の職員ヒアリング結果の修正案、A3のほうの資料で説明させていただきます。

先ほど、前回の開催結果のほうで既にご説明したとおり、アーカイブ作成するに当たり、実施した職員ヒアリングの回答状況につきまして、前回の協議会でいただいたご意見を踏まえて内容の修正を行ったというものでございます。

その方法といたしましては、まず職員の回答に具体的な事実とか、具体的な出来事について回答があったものにつきましては、回答内容の確認結果ですね、回答内容に関連する当時の記録を調査した結果を載せるというふうにしております。

また原稿案への反映の列には、職員ヒアリングの結果を原稿案へどのように反映したかを記述しております。

この原稿案へ反映のうち、前回の協議会でお示しした原稿の中からさらに修正を行った箇所につきましては、太字およびアンダーラインを引いた状態で記述しております。

こちらのほう、別紙ですけれども、時間の都合上、全ての修正した箇所をご説明するというのは難しいところですので、前回、ご意見が多かったもの中心に幾つかご紹介をさせていただこうと思います。

まず1ページ目の3番、処分場廃棄物について、許可容量超過の可能性に気付いたのはいつかという質問に対しまして、対策委員会での調査実施まで内部的にほとんど議論されていない。それよりもドラム缶や有害

物質をどうしていくかが主な論点になっていたというような回答がございました。こちらについて、過去の文書を調査しましたところ、平成3年には、既に住民の方から旧RD社が処分場外で埋め立てをしているというような通報もございましたが、平成16年には、知事に許可容量を超過している可能性があり、調べてほしいというご意見をいただいていたということが確認ができました。

こちらを踏まえまして、アーカイブ原稿案のほうにこのことについて記述を反映しまして、平成3年度の通報、あとは平成16年に知事に対して容量超過に関する指摘があったというようなことを記述したというところでございます。

続きまして、4ページ目の10番について説明をさせていただきます。上田正博室長時代に住民との関係が一気に悪化したが、その要因は何かというご質問に対しまして、住民さんから「今から30分以内に来たら協議に応じる」と言われ、職員が急行したがというふうな回答がございました。

こちらについて、過去の文書を確認いたしましたが、住民の方から「今から30分以内に来たら」と言われて、職員が急行したというふうな事実を確認できるような記録がございませんでしたので、こちらの資料の中では事実等を確認できる記録がなかったというふうな形で記述してございます。

続きまして、8ページの25番を少し抜粋してご説明させていただきますと、住民対応で一番のネックになる壁は何だったのでしょうかというようなご質問に対しまして、住民との会合のセッティングが難しかった、住民との協議体のようなものをつくりたかったが、住民側から断られたというような回答がございました。

こちらにつきましても過去の文書を確認しましたところ、平成13年、平成21年に県と協議の場を設置するという提案があったことが確認できました。なお平成21年には県のほうから協議の場の設置について説明をした際には、住民の方から協議の場では県案だけでなく、住民が要望している案を検討するような姿勢が欲しいであるとか、県は住民とのコミュニケーションができていないのにどうするのか、というようなご意見ございました。住民の方がこの県からの協議体を設置するということを断られたというふうなところについて、こういったご発言から、それまでの県の対応で住民の方の信頼を県が十分得ることができていなかつたからというようなところが背景として考えられますので、そういったことも踏まえまして、県の対応にはより丁寧なコミュニケーションが必要であったのではないかというふうなところを原稿案に記述をいたしました。

簡単ではございますけれども、以上で職員ヒアリングの結果修正の説明を終了いたします。前回、ホームページでの公開を予定しております

た、こちらの資料ですけれども、今回お示しをさせていただいたような、この状態で公開をさせていただこうというところで考えてございます。以上、別紙1の説明でございます。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。ご質問、ご意見等、よろしかったでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。続きまして議事2、令和7年度第2回モニタリング調査結果について説明いたします。

主査：それでは、今年度第2回目の周辺環境モニタリングの結果につきましてご報告を申し上げます。

まず2ページ目が調査地点でございますが、地下水の流れは、この図の右上から左下のほうというところでございます。今回、第2回目ということで、経堂池は調査をしてございませんが、それ以外のポイントについて調査を実施したところです。

調査日ですけども、基本、7月29日に実施をしております。No. 1-1、ここだけ8月21日に調査を実施してございますが、これに関しては、No. 1-1が過去に井戸管の破損等がございまして、中に保護管を入れてございます。その関係で、ここだけで細い水中ポンプを使う必要があるというところで、その細い水中ポンプが前回の調査以降、ちょっと不具合、故障したというところで、その調達に若干時間を要したため、他の調査地点と調査日が違うという状況がございますが、ご了承ください。

早速結果のほうに入ってまいりますが、3ページ目が浸透水の結果でございます。特段基準超過なしという状況が継続しておったというところでございました。

4ページ目からが地下水で、まず側面側の帯水層、Ks3層でございます。こちらのほうは前回同様でございますが、H26-S2(2)で今回も同様にほう素が1.4mg/Lと、横ばいという結果でございました。このほう素以外は、1,4-ジオキサンや電気伝導度といった他の項目も横ばいという状況でございまして、前々から申し上げていますが、鉛直遮水工により付近の地下水の行き場が失われ、滞留しておるんだろうという状況は変わらないのかなというところでございます。

5ページ目が、底面側の帯水層のKs2層の上流側というところです。こちらもH24-7とH26-S2で、ひ素が環境基準を超過した数字が出てございますが、こちらも電気伝導度等の結果から自然由来という判断をこれまでからさせてもらっておりまして、その結果には今回も変わりはないというところです。

下流側のKs2層のところですが、今回もNo. 3-1で、ひ素が基準超過という結果でございまして、数字は0.057というところで、前回よりも少し上がっておるというところでございます。グラフ化まではしてござ

いませんが、前回、ひ素と鉄が同時に上昇傾向、下降傾向という基調が一致しているということ申し上げました。今回、ひ素が上がっておりましたが、鉄も同じように上がっておりましたので、前回の説明のとおり、基本的には自然に起因するものかなと評価をしてございます。

次が洪水調整池でございまして、こちらも藻が生えております関係で光合成だろうということところでpHが高くなるという状況が続いておりますが、今回もその状況には変わらずという結果でございました。

8ページ目が結果の一覧というところでございます。今、申し上げました、ひ素、ほう素と、あと調整池のpHというところ以外は、特段これまでから変化はなくて、環境基準を満足しておるという状況でございました。

最後、9ページ目が敷地境界のガス調査地点の結果でございまして、東西南北の地点全てで硫化水素は検出下限未満、不検出という状態が今回も継続しておったというところです。

資料2につきましては、以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。ご質問、ご意見等、よろしかったでしょうか。

それでは、次の議題のほうに進めさせていただきます。続きまして、議事3、維持管理の状況について説明いたします。

主査：はい。それでは、維持管理の状況について説明させていただきます。

今年も幸い台風も直撃を免れまして、施設の大きな障害はありませんでした。そういう形を踏まえまして、説明させていただきます。

まず、これ1ページ目になります。10月27日にドローンで撮影いたしました、西市道側から見た全体の写真になります。

次が2ページ目になります。これがバイパス側から見た敷地の状況になります。ご覧いただいていますように、大きな崩れ等ありませんので、良好な状態であります。今年、この部分のシート張替工事を予定しております。

続きまして、2ページ目の下段になります。この写真は10月6日に点検を行った際に撮影したものになりますが、こちらはバイパス側からの写真なります。

続きまして、3ページ目でございます。こちらは、西市道側の状況の写真なります。

3ページ目の下、これは洪水調整池付近の状況でございます。

続いて、4ページ目になります。4ページ目の上部ですが、こちらは平面の部分の状態です。ちょっとこれ、ちょっと草が生えてるんですが、この後、草刈りをしまして、今は、すごくきれいな状態になっております。

続きまして、水処理施設の管理状況となります。

主査：それでは担当代わりまして、水処理施設の管理状況につきまして、ご報告させていただきます。

今回、7、8、9月の状況というところで、8月に起こりました警報対応というところをご紹介させていただこうと思っております。

日付は8月19日になるんですけども、現地で機器異常の警報が発報したというところでございまして、1分後には現地の水処理施設を一時停止をしまして、原因探査を行いました。結果として、逆洗排水移送ポンプの過負荷が原因であるということが判明しまして、ポンプを点検して分解しましたら小石がかんでおったということが分かりましたので、これを除去し、併せてこの槽内に堆積しておった砂も清掃しまして、対応完了したという、そういう事象があったというところでございます。

水質等の関係でございますが、この3カ月の日平均の処理水量は約41m³というところでございまして、原水、処理水とも計画処理水質の超過はなかったというところでございます。

詳細な結果は次のページに記載をしてございますが、主な項目としてSS、CODのグラフを掲載しております。SS、CODともに計画処理水質の赤い線を十分下回っておるということが分かると思います。

なお、SSのほうが、こちら、ちょっと上がっておると見えると思います。これに関しましては、6月ぐらいから使う薬剤の量を少し減らすといいますか、凝集沈殿を実施しておるんですけども、だいぶ原水からSSが十分低いということもございましたので、薬剤を使わずに自然の凝集沈殿、自然に水を通していく中で凝集沈殿をしようということで、薬剤の添加を停止しております。それで水質がどうなるかを一回見てみようというところで、今回実施をして、詳細が次のページに付いてございますが、SSのところを見ていただいたら、原水9で、処理水が5.2というところで、4割ぐらいは落ちているのかなというところでございまして、薬剤を使ってる時と比べたら、効率といいますか、数字としては高くなっているんですが、それでも4割ぐらいは処理できとるということで、こういう水質としては、数字は上がっておりますけども、問題ないということが確認はできておりますので、引き続き、こういった処理継続しようかなというふうに現在考えておるというところです。

資料3につきましては、以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい。日吉が丘さん。

住民：興味本位な質問ですけど、機器異常の警報が出たということですけども、ぱっと見て何で警報が出たか分かるような、そういう警報作動の方法に

なってるんでしょうか。

主査：ありがとうございます。現地には、既設ラインとか新設ラインとか、そういう系統が2系統あるんですけども、その系統ごとの異常かどうかというのは分かるんですが、このどこで何の異常が起ったっていうところまでは、警報だけでは分からないので、一回こうやって水処理施設を止めて、どこが原因かというのを一つ一つ現場を見ながら調べていくということが必要になるというところです。

住民：ちょっと素人ですけど、過負荷が原因であるというのは、何か電気で過負荷ってこと分かるわけですか。それとも、何か、何か止まったから、これは何やと思って調べたら小石があって、これは過負荷やなという、そういう分かり方ですか。

主査：サーマルがトリップしたと言いますけど、基本は過負荷で、熱でこの電気が遮断されたということがございました。分解して見たら小石が挟まって、かんでおったというところです。

住民：熱でそうなったということですか。

主査：そうです。電流が流れないと、抵抗が上がって中で発熱していくと、保護機能が作動して、このポンプ自体を。

住民：多分過電流流れて保護機能働いたと、そういうことですね、多分。

主査：はい。

司会：他にご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。では、ご質問やご意見等ございませんようですので、次の議題に進めさせていただきます。続きまして議事4、アーカイブ総括編について説明いたします。

主任主事：はい。それでは、資料4-1、アーカイブ総括編のタイトルをご説明をさせていただきます。本日は原稿の中身ではなくて、タイトルのみ案を出させていただいて、ご意見を賜るというようなところで考えてございます。アーカイブのタイトルにつきましては、これまで未定という状況で進めておりましたけれども、これまでの内容について皆様からたくさんご意見をいただきまして、加筆修正を重ねてまいりました。今もまだ修正中というような状況ではございますけれども、ある程度皆様からご意見をいただいて修正を重ねてきたという状況でございますので、アーカイブのタイトルを検討する時期に入ったというところと考えてござ

います。

今回は、県で考えたアーカイブのタイトル案をご覧いただきまして、皆様からどういったタイトルがよいかというようなところのご意見をお伺いできればなというところを考えてございます。

県の案として設定させていただいたタイトルが、今、表示しておりますものでございまして、読み上げますと、「旧RD最終処分場における不適正処理事案のアーカイブ」というのが主題でございます。副題として、「住民と行政から後世の皆さんへ」というふうな形で作成しております。

こちらのタイトルの案を作成した考え方を紹介させていただきたいなと思いますが、まず本題部分の「旧RD最終処分場における不適正処理事案のアーカイブ」でございますけれども、こちらに関しては、本題となるべく簡潔に中身を示しておく必要があると思いましたので、シンプルに「旧RD最終処分場における不適正処理事案のアーカイブ」というような形でしております。

参考に申し上げますと、他の自治体でも、こういった不適正処理事案のアーカイブというものの作成をされてらっしゃるところもございますけれども、こちらのアーカイブに関しても、本題部分は例えばちょっと最終処分場における不適正処理に関する記録であるとか、あとは、どこどこ地区の不法投棄の事案の記録みたいな、シンプル目なタイトルというような状況でございます。

続きまして、この副題として付けました「住民と行政から後世の皆さんへ」というような部分でございますけれども、ここでは、このアーカイブの特色を表現するようなタイトルというようなものを目指しました。

他の自治体が作成されたアーカイブと、今回、この協議会で作成しておりますアーカイブの一番大きな違いというところで申し上げますと、他の自治体が作成されたアーカイブは基本的には行政単独で作られているというようなものでございまして、発行主体の部分につきましても、例えば何々県とか何々市というような形で記載されているところです。

ただ、今回作成しておりますアーカイブにつきましては、あくまで県単独で作っているというものではございませんので、あくまでこの連絡協議会として作成しているというようなものでございます。特にここが特色として必要なというところでございますので、そういうところを表現するということで「住民と行政から」というような形の副題を付けております。

また、このアーカイブの作成の経過というようなところ改めて考えますと、この作成の目的というのはRD事案から得られた教訓を後世に伝えて、同様の事案の再発防止を目指すというようなところでございますので、後世に伝えていくというような思いを込めまして、「後世の皆さんへ」というような形にしております。

こちらの資料4-1につきましては、以上です。

続きまして、この資料4-2のほうの説明をさせていただきます。資料4-2でございますが、「アーカイブ総括編　自治会からのメッセージ（依頼）」というタイトルで作成をしております。

昨年9月の連絡協議会で総括編原稿案を出させていただきまして、前回の協議会で原稿案を説明したというようなところでございますけれど、その際、各自治会の皆様からメッセージをご寄稿いただきたいというようなところを検討しているというご説明をいたしました。

今回は、そのメッセージをいただく具体的な中身と手順を検討している内容について説明をしまして、皆様からいただくやり方ですとか、そういういったところを議論できればというところを考えてございます。

アーカイブ総括編のほうでは、終わりにというようなところで、各自治会にご寄稿いただくメッセージを掲載するというようなところがございます。末尾のところで、関係者が挨拶文とか、そういうものを載せるというところでございますけれども、こちらに自治会の皆様からメッセージを載せるというところです。

こちらのメッセージ、どういったものをいただくかというところですけども、基本例として何例か挙げております、例えばこれまでの自治会のRD事業の取り組みであるとか、あるいは、RD事業の経過への思いとかといったところについて記述いただくというようなところを考えてございます。

ただ、あくまでこれはテーマ例ですので、これらのテーマ例以外につきましてご記載いただくというようなことも結構かなというようなところで考えてございます。あくまで例示というようなところでお考えいただければと思っております。

こちらの四角囲みのところの下に注書きを幾つか記述しておりますが、そちらについてご説明をいたします。

メッセージのまず文字数というようなところでございますけれど、おむね200から400文字程度というようなところで考えております。ただ、こちらも、あくまで目安でございますので、例えば大幅に超過するとかというような時には、個別にご相談いただければなというようなところを考えております。

併せまして、そのメッセージを誰に書いていただくかというところでございますけれども、昨年度、この連絡協議会でメッセージをいただきたいというようなことを説明させていただいた際に、当初、県のほうからは各自治会長にメッセージを書いていただくというところでどうかなというところをご説明をしました。

ただ、それに対しまして、自治会長によっては、これまでの経過は把握されてらっしゃらない方も中にはいらっしゃるというふうなところで、そういう方だと、メッセージを書くのは難しいんじゃないかというふうなご意見も頂戴したところです。

ですので、こちらの執筆をいただく方は自治会内のどなたでも結構かなというところで考えております。ただ、県との原稿とかのやりとり、そういういたところもございますので、ちょっとそこの原稿とかのやりとり等の事務的なことに関しましては、自治会長にちょっとお手間おかげしますけれども、お願ひしたいというようなところを考えてございます。

ただ、こちらにつきましても、個別にご相談させていただいて対応させていただくということでも結構かなと思いますので、またそこは個別にご相談をさせていただきます。

こちらのメッセージですけれども、ご提出の期限としては今のところ年内をご提出いただく期限として設定させていただいております。

年末のお忙しい時期というところもございますんで、こちらに関するもなかなかこの期限までには難しいというところがございましたら、また個別にご相談できたらなと思います。

各自治会長様は、先ほどから県のほうにメールアドレスをご連絡いただきたいというようなところを事前にお伝えをしておりますけれども、またメールアドレスを、こちらの資料の提出先のほうに私どものメールアドレス記載をしてございます。そちら宛てに自治会長からアドレスを教えていただくためにメールを一通いただけたら、またそのアドレス宛にこのメッセージ依頼の原稿をお送りさせていただこうかなと思っておりますんで、またそういったところでデータのやりとりができるかなと思っております。

資料4-1と4-2の説明、以上でございます。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。日吉が丘さん。

住民：表題ですけども、不適正処理事案のアーカイブって、こういう案になつてますけど、何か解決に向かってこうやったていう、そういうアーカイブでもないんですか。

主任主事：それはもう少し前向きな方向性を見せるべきではないかと、そういうご意見でしょうか。

住民：いや、何か、これだけ見た時の不適正処理事案があったと、そういうことをアーカイブに残すというような、何か、そういうふうにちょっと私としては取れたんですけども。だから後世の皆さんへって残すんしたら、これをどういうふうに解決して、どういうふうになっていったかの全体的な部分ですよという、そういうことが分かるようのがいいんだと。

それと、この不適正処理事案というのは、一体いつまでのことなんか

など。例えば今、この会議はどれに当たるんかなと。多分、今の会議については、この解決に向かっていろいろやってるという、そういう段階にあるとは思うんですけどね。だから、そこも一応アーカイブとして捉えたらどうかなって。ちょっと書き方が、いろいろ広がると難しいかもしれないし、事務局の方、大変かもしれませんけども、アーカイブとして全体的なものを作るんしたら、そういう全体の範囲の中での、この総括編の中にも、原因はこういう悪いことがあったということで、それをいろんな方法で、いろんなことあったけど解決してきたという順番の締めにはなってると思うんですけど、何か、処理事案のアーカイブとなると、何か、それだけを書いてるような、ちょっとそういう気がしたんです。

主任主事：そうですね。確かにこれだけですと、単に処理事案についての記録だけかというような印象も受けるといえば受けるような気もいたしますね。例えば、ちょっと担当案として申し上げますと、不適正処理事案と対策まで、とするとか。ただ、ちょっと皆さんに、この機会にご説明いたしますけど、このアーカイブ、今年度に入ってから総括編の議論ばかりさせていただいておりますけれども、こちらとは別に実際にどういった工事をしたかとか、どういう調査をしたかって対策編というのもございまして、そうすると、対策、不適正処理事案と対策、不適正処理事案と…。もう少しその全体のストーリーが分かるようなというふうな方向性で考えてみてはってことですか。

住民：今の私の範囲でしたら、不適正処理事案の解決への道のりとか、そういう感じのこと入れたら、全体的なことをやってるなというのは分かるかなて、今の私の範囲だけですけどね。

主任主事：そうですね。確かにそうしたほうが、より全体を表すというようなところもありますね。ちょっと今いただいたような形でもう少し考えようかと思います。

住民：ありがとうございます。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい。栗東ニューハイツさん。

住民：すいません。ものすごく単純なんですけども、アーカイブという横文字を使わなかんのですかね。何か、もう少し分かりやすいちゅうか、パッと見て分かりやすいような表現ちゅうのはないのかなっていう非常に単純な疑問を持つとるんですけど。

主任主事：そうですね。アーカイブという言葉に関して、何でしょうね、一般的にもアーカイブというのはこれを指すんです、というような用語では、専門用語、そういうものではございませんので、必ずしもアーカイブを使わないといけないというものではございません。例えばですけれども、不適正処理事案の記録史とか、経過の記録とか、そういう形で書くことも、もちろん可能かと思います。

住民：日本語にすると、ちょっと範囲が狭まんのかなという気もせんではないんですけど、何か、バクつとした感じで受け取ってしまうと、何か事実がちょっとぼやけんのかなという気もしますし、ただ、日本語にして、ぐつともう縮めてしまうと、また範囲が狭まり過ぎるかなという感じもするんで、自分としてもこれが駄目という感覚はないんですけども、何か別のがないのかなということをちょっとお聞きしたかっただけですけど。

主任主事：確かにおっしゃるようにアーカイブという言葉ですと、やや不明瞭というご指摘もごもっともかと思います。ただ、おっしゃったように日本語にすると、より意味が厳密、明確になるというところもあるかと思います。どちらがよいかということもございますんで、これに関しては、今いただいたご意見も踏まえて少し考えたいと思います。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい。ご質問、ご意見等ないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

それでは次、議題5、その他になりますが、事務局から特に報告事項等はございませんので、全体を通して何かご質問、ご意見等はございますか。なお、周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応については、協議会終了後、中浮気団地様を加えてご質問をお受けする予定です。それでは、ご質問、ご意見等ございましたら挙手のほうお願ひいたします。

主任主事：すいません。ちょっと事務局のほうから先ほどのアーカイブに関して、一点だけ補足をさせていただきたいと思います。先ほども申しましたけれども、アーカイブに関しては、総括編以外も工事編と対策編がございます。そちらに関しては、令和5年度、令和6年度、それぞれ9月の協議会でお出しをさせていただいて、特にそちらに関して、原稿に関するご意見をいただいている状況でございますけれど、ただ、そちらについても、今、まだご意見をお受けしている状況でございますので、そちらの内容もご覧いただきまして、何か記述に関してご意見ございましたら、できれば年内ぐらいにご意見頂戴できたらなと思いますんで、

またどうぞよろしくお願ひいたします。

住民：いいですか。

司会：日吉が丘さん。

住民：すいません。ちょっとど素人の質問で申し訳ないんですが、資料3の6ページ、こここの水質状況の中に有害物質という欄がありますね。ここに、ひ素が入ってませんけど、これないんでしょうか。

主査：こちらについて、ひ素は上から6行目にございます。

住民：ごめんなさい。勘違いしてますね。すいません。分かりました。

住民：中のところで、ひ素は、何ページ目でしたっけ、結構高い数値が入ってましたよね、地下水のKs2層ってとこでは。

主査：資料2ですかね。

住民：資料2の5ページです。ここ、ひ素が高い数値出てますけど、こちらの資料3のほうでは、ひ素は0.005未満となってますけど、なぜでしょうか。検出場所が違いますか。

主査：まず資料2のほうは処分場の周辺ですね。このH24-7であったり、H26-S2は、ここにポイント落としておりますけども、地下水が処分場の右上から左下に向かって流れていますんで、その上流側のポイントです。これはそのポイントで地下水を測った結果です。
先ほどの資料3のほうは、処分場内に降った雨が染み込んで地下に流れ落ちていったものをピットに集めて、それをくみ上げた水となります。

住民：じゃ、処理施設と外との違ひってことですか。分かりました。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：アーカイブのこの自治会からのメッセージの確認なんですが、注の一番上のポチのところに、「寄稿いただいたメッセージは寄稿自治会名（○○自治会住民）とともに掲載します」となってるんだけど、この意味がよく分からなくて、例えば「栗東ニューハイツ自治会（栗東ニューハイツ自治会住民）」ていうふうに書くんですか。それとも、「栗東ニューハ

イツ自治会」というような書く人と「栗東ニューハイツ自治会住民」でいうふうにして書くのもオッケーということですか。その場合は、自治会によっては自治会名で出すのと自治会住民名で出てくるのがあるわけだけど、それはどちらでもいいということですか。統一しなくてもいいってことですか。

主任主事：どちらかというと前者をイメージしております、「どこどこ自治会の（住民）」というようなイメージです。何といいますか、自治会として複数出るというよりは、自治会として一つまとめたものをしていただくというようなことを思っておりました。

住民：自治会名で出すということになると、自治会のその役員会で承認を取って、これでいいですかという形に持ってかなくちゃいけなくて、極めて公式的に自治会名の文書になるんですよ。自治会住民でよければ、かなり具体的に、かなり自由に書くことができるんですね。どっちを期待されるんですか。先ほど言ったように、自治会長の方の中には、この問題についてよく知らない方もいらっしゃるからというんだったら、自治会名ではなくて、自治会住民の形で全部統一しちゃったほうがいいと思うんですよ。

ただ、形式的に例えば部長さんだとか副市長さんが書くような挨拶にするんだったら自治会という形でしておいて、それは自治会の役員会で承認取った文書を出すってことになるんだけども、どっちですか。

主任主事：そうですね。そのどちらかというので言われますと、自治会の住民の方からのメッセージというところで思っております。今おっしゃったように自治会、どこどこ自治会としてしまうと、その自治会内での承認手続きが非常にハードルが高くなってるところもおっしゃるとおりだと思いますので、そうではなくて、どこどこ自治会住民というような形で書くことで、その自治会としての意見、承認手続きとか、そういったところのハードルがもし下がるのであれば、どこどこ自治会住民というような形で記述が必要かなとは思ってございます。

住民：それはどっちでもいいってこと、それとも住民に統一したいってこと、どっちですか。

主任主事：どちらかというと、住民に統一したいっていうのがございます。

住民：はい、分かりました。

主任主事：すいません、わかりにくくて。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。日吉が丘さん。

住民：すいません。ちょっと見てて思ったんですけども、聞き取りなんかをアーカイブの文書に落とし込んで、いろいろ書いておられるんで、ちょっと私もそこ全部読めてないんで、なかなか間にあってないんですけども、何か不明確なことは一応判断されて、いろんなの書いてあると思うんですけども、コラムみたいな形で何か書く手もあるんかなって思ったんですよ。元々聞き取りは、あんまりむちゃなことは言うたり、そら駄目やとは思うんですけども、やっぱり心に思ったこと、記憶にあったこと、それを言うてくれてはったから貴重な話やと思うんで、それを、いやこれはちょっとおかしいやないかみたいなことで飛ばしてしまうっていうのも、ちょっとかわそーかなと。

それで、今までせっかくこういう話が出てきたのに、でも、それをあんまり追求しそぎるとどうしようもなくなるんで。だから、こういう話があったというようなことを、どういう形で残るのか、ちょっと私もよく分かってないですけども、ああいう文書の中に正式にアーカイブとして入れ込んでしまえないものなんか、でも何かコラムみたいなところで、県の職員としては、こういう思いもあったみたいな、それと地元住民とのいろんなやりとりも、そんな感じのことがあったそうだ、みたいなことでもいいんじゃないかなというふうにはちょっと思いました。

主任主事：職員ヒアリングの取り扱いというところですが、今は原稿案の説明文に、そのまま職員に聞き取った結果、こういう結果になったというような形で記述。ものによっては、例えば先ほどの許可容量超過に関しましては、職員はこう語ってるけれども、こういう記録があったっていうようなことも記述をしております。

確かに職員のヒアリングの結果を例えばコラムの形にしてお出しするということ、やり方としてはあるのかなというのも1つござりますけれども、元々この職員ヒアリング、どういう趣旨でやっておったかというところで言いますと、あくまでその事実の確認をするというようなところが元の出発点でございますんで、それを踏まえますと、書類で確認できる結果とそれを踏まえての事実として、事実といいますか、事実を補強するものとして職員からの聞き取りの結果というものをそれぞれ書いておくというところで、役割を考えるということになるのかなというところで考えてます。

司会：他にご質問やご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

司会：それでは、以上もちまして第55回連絡。

住民：ちょっと。今、これで締めるわけですか。今、これ、この会議は締めるわけですか。すんません。そしたら質問あります。先ほど、資料1か、資料1の4ページの職員ヒアリングの関係の10番ですけど、10番の一番下ですけど、今から30分以内に来たら協議に応じるという、この関係ですね。私、ちょっと聞き損じたんですけども、どうやって答えられ、もう一度、申し訳ない、聞かしていただけませんか、ここのとこ。

主任主事：職員がどういうふうに回答したかってことですか。

住民：はい。対応したかっていうか、これをどうするかっていう、文書をどうすんのかという。前は載せてもらったら困るという話でしたね。

主任主事：はい。

住民：それに対して、どういうふうにされるのかってことも一度。

主任主事：はい。もう一度ご説明させていただきます。こちらに関しては、当時の記録を確認しましたけれども、この職員の発言を裏付けるような書類はこちラで確認ができませんでしたので、この回答に対して、それを裏付けるようなことがなかったというのを、その右側に記述をしておりますんで、この2つの情報をセットで出すという事を思っております。

住民：いや、それだけやつたら、これ、これはそれで関係するかっていうのがわからないじゃないですか。

主任主事：5点目関係で、この。

住民：いや、5点目関係でって分らないじゃないですか。それやつたら、1番、2番、3番、4番、5番で書いて。

主任主事：最初に申し上げましたけれど、今回、この事実確認のやり方として、職員が具体的な事実を語ったものについて、ほんとにその事実があったのか、どうなのかというのを、当時の記録を探して確認しているものなんです。だから、例えば誰々さんはこういう人だったとか、文書で事実が確認し難いところ以外は確認対象にしております。

住民：いや、そもそもこんなもん、30分以内に来たら協議に応じる言われて、スピード違反して行くような人いますか、ほんとに。そんな、これ、やっぱり県の職員なんで法律守る人なんです。そんな人が、こんな法律を

違反するような行為をやってまで行くんかってことです。ほんとにあつたのかどうかなんです。やっぱりもう一回確認すべきじゃないですか。こんな文章だけでは、やっぱ記載するということには変わらないわけでしょ。記載することには間違いないわけでしょ。その記載することに対して、私はこんなん納得できひんと言うてるわけです。

主任主事：では、そもそもこれはもう出さないほうがよい。情報として聞き取りはしたけれども、もう公にしないほうが。そういうことですか。

住民：そういうことです。

主任主事：なるほど。そうですか。

住民：何で、そんなはっきりしないことを載せるのか。

主任主事：職員ヒアリングは基本的な、前回も申し上げましたけど、職員の記憶頼りに聞き取りをしたというものですというのをご説明しました。ただ、それだと事実か確認する必要はないかというの前回ご意見をいただいたので、確認した結果を今回出させていただきました。

住民：いや、確認して、その本人は、そのとおりですと言ったと。

主任主事：ですので、当時の記録を確認して、そういういたものは確認できませんでした。

住民：記録をじやなくて、本人にもう一回確認したんですかって言って。

主任主事：ですので、前回申し上げましたけれども、職員ヒアリングは基本的には1回でさせていただく。そうじやないと、その職員がそもそも受けってくれない可能性があるから。そういう条件でさせていただいてたんです。

住民：そんなあやふやなもんを載せるんですか。これ、私、前も言いましたけど、これは住民をおとしめるような行為でもあり、文書でもありますけど、ある意味。だけど、職員としては恥なことでもありますよ、実をいうと。公務員さんが法律違反してまでしたわけでしょ。事実ならば。そんなことおかしいね、それ。これ、ほんとにこんなん載せていいの。恥でもありますよ、県の、県の職員の。

主任主事：こちらとしては。

住民：そして住民側から見たら、住民をおとしめるような行為でもあります。

主任主事：こちらとしては、聞き取った結果とこの事実の確認結果ってのを両方付記することで、全て、こちらで把握した情報は全てお出しするというのが誠実な対応かなというところで、今、お出しさせているんですけど、あえて消してしまうと、やっぱりこちら、ごまかしているように見えるのかなというところ思いますので、やはり得た情報をすべて出す。それに加えて、確認した結果もお出しするということが必要かなと思います。

住民：いや、そんなんね、どこの住民がそう言ったのかという、そういう話も出たでしょ。それも何もせずに記載だけするというのは問題やないですか。

住民：よろしいですか。基本的に、うちの自治会の人間が電話でしゃべって、いつ時間ありますかて言うから、今やつたら空いてるよ、今すぐ来るんやつたら対応しますっていうことは言った人はいます、現実。30分で来いとか、そう言った覚えはあるまいないけれども、電話かかってきて対応した時に、ちょっと寄せてもらいたいんですけど、今すぐだったら会えるよということ、今すぐ来てくれんねやつたら会えますよって話はしたみたいです。白バイ捕まった、こんな話は分かりませんけれども、うちの自治会の人が言ってます、今すぐだったらちょっと会えますということは言ってますので。この記載は、そこまでは合ってると思うんですけど、言い方がこういうきつい言い方ではなかったかな、当時のことやしあんまり分からへんけども、今すぐやつたら会えるって言い方で、急いで来た時がありましたってことは言ってました。

主任主事：そうですね。この職員に聞き取った時も、その言い方がどうだとかってところまで、正直こちらで確認できてなかった部分、もしかしたらあるかもしれないというところはございます。一応聞いた結果、こういうことがあったということですんで、もしかしたら、今おっしゃったような実際の話しぶりと若干齟齬があるというような可能性は、確かになくはないかなという所ではございます。

住民：それをね、それをこのまんま文書に載せるってのがね、大問題なんですよ。もうちょっと確認しなさい。

主任主事：基本的には、その全てお出しするのが最も誠実かなということで、今お出ししておるんですが。

住民：私は納得できませんね。

管理監：こういう聞き取った結果ということで、それはそれで全部出させていただくと。ただ、表の右側にありますように、事実はこういったことで、原稿案への記載はないということで、原稿案のほうには出てはこないです。ただ、県の考え方としては聞き取った中で、それを、どれかをピックアップしてとか、そういうことではなくて、あくまで聞き取った結果を結果として出させていただくのが姿勢かなというふうには思いますんで、そういうことでこの表がまとまっておりますということでご理解いただければと思います。

住民：理解できません。こんな文章が表立って出ること自体がおかしいですよ、ほんまに。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：私は賛成。記載していいんじゃないかと思うんだけど、ちょっと〇〇さんのおっしゃってる意味がよく分かんないんだけど、当時の雰囲気を伝える意味では、具体的でいいんじゃないかなだと思います。これを公開することによって困るのはむしろ県だから、住民としては、いいんじゃないかと思うような。うまくコミュニケーション取れてなかつたってことがよく分かる話ですよね、これね。だから、別に県は恥だと思うけど、住民は困らないんだから全然いいんじゃないねえの。

主任主事：すいません。付け加えさせていただいて、今おっしゃった県と住民の方でコミュニケーションが見てなかつた。当時、県もちゃんと情報開示見てなかつたというのは、この事案を通してその反省点だと思っておりますので、この右側の欄にも幾つか出ておりりますけど、コミュニケーション不足で県がしっかりと住民の方に情報を出すべきだったんじゃないかというようなことは、今回、アーカイブの中では反省点としてきっちり出しておる。そういう意味で、確かに今おっしゃったところも思ってるところではあります。

住民：あの文章が悪いわけじゃないです。

主任主事：すいません。あととおっしゃいますと。

住民：一番最後の文章。県として毅然と対応しようと心構えをするようになった。これはむちゃなこと言われたから、そういうような対応取ろうとし

たってことです。違うでしょ、自分が勝手に招いた問題で。

主任主事：何というか、この発言から県と住民の方、コミュニケーションがうまくできてなかったことの一つの表れだと私は思います。これがよかつたか、悪かったかというのは判断するものでもございませんので、ただ、事実として住民の方とコミュニケーションができるなかつたというのはあると思います。

先ほど、ちょっと説明の中でも出させていただきましたけれども、県から住民の方に協議の場をつくろうというような話をした時、今までコミュニケーション全然できてなかつたのに、そんなんできるのか、どうするんだ、というようなお声も実際いただいてたというのがありますので、そういう意味で県の当時の考え方と住民の考え方がなかなかそろわなかつた、県がしっかりしたもの、住民の方と意見を交わせなかつたというようなことの一つの表れだと思います。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：○○さん、そういう意味だったら、これ加筆すればいいと思うんだわ。過去の文書には、住民からの協議要請等の事実を確認する記述がなかつた。また、この事件を契機に県としての対応方針が変わったという事実も確認できなかつたと。そういうふうに書けばいいんじゃない。

住民：そうそう。

住民：うん。

住民：そこまで、そこがあるんやつたら、まだましなほうです、まだしもね。

住民：その加筆の件と。

住民：それがないまま出すんやつたら、私大反対ですよ。

主任主事：そうですね。今おっしゃった、あくまで事実確認ですけど、今おっしゃったことを確認できる資料あるかどうか。念のためもう一度こちらで確認して、それで確認できたもの加筆して、お出しするということでさせていただこうかなと。

住民：そこまでの、何ちゅうかな、してください。ちょっと言葉が出てこん。

司会：他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい。

それでは、以上もちまして第55回連絡協議会を閉会させていただきます。本協議会の次回の開催につきましては、2月上旬ごろを予定しております。開催時期が近づきましたら、詳細について改めてお知らせいたします。

引き続きまして、前回の連絡協議会でご説明した、周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応についてご質問をお受けいたしますが、10分程度休憩したいと思います。20時20分まで休憩いたします。

司会：はい。では、時間になりましたので、ただ今から周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応について、説明のほうさせていただきます。

主査：はい。それでは、前回の協議会で説明だけとさせていただいておりました、対策工事有効性の確認後の周辺環境モニタリング等についてというところで、意見交換のほうお願いしたいと思います。

まず具体的な意見交換等に入ります前に、前回までに、今回までに頂戴したご意見2点につきまして、まず回答といいますか、少しこちらのほうから紹介をさせていただきます。

まず資料1の最後にもございましたけども、住民の安心確保の観点から、また自然の野山に戻してほしいという、そういった思い、願いがあるということから、そういうこともモニタリングの目的にしてほしいというご意見でございます。

こちらに関しましては、ご意見にもございますとおり、住民さんの安心確保というところは、非常にこちらとしても重要なものというふうに考えておりますので、この結果につきましては引き続き公表をはじめ、しっかりとリスクコミュニケーションを図ってまいりたいと考えてございます。

一方、自然の野山にという点につきましては、この周辺モニタリングがどういう経緯でここまで来ているかというところ考えますと、やはり行政代執行をして、生活環境保全上の支障等に対処してきたということがございますので、思いとしてはこちらも承知をしておりますけれども、なかなか生活環境保全上の支障等がない状態の維持というところを超えるといいますか、それ以外の目的を持ってやるというのは、行政がする事務といいますか、税金を使うという特性上、なかなか困難だという点につきましては、ご理解をいただきたいと思ってございます。

行政のほうも一定制約がございますので、できること、できないこと、さまざまございますけれども、こういった住民さんの意見をしっかりと受け止めて、できる限りそれに対しては応えていきたいというふうに思っておりますので、引き続き、そこは、こういったコミュニケーションの場としてよろしくお願ひしたいというふうに考えてございます。

もう一点目が、ガス調査の件でございます。前回、ちょっと方向性としましては、ガス調査のほうは終了とするというふうなご提案をさせていただきました。当然硫化水素ガスが発生しないような維持管理というのを現地でおるわけでございますけども、地中の中にガスはあるというようなこともございます。そういったご不安、ご懸念がある中でのことと思っておりますけども、調査を終了とするのはちょっとやめもらいたいと、一定の調査はしてほしいというお声、ご意見を頂戴しました。

ご意見の点、不安な点、もっともかなというところでございますので、どういうポイントでとか、どういう頻度でというのは、また検討させてもらいたいと思っておりますけども、敷地境界のガス調査につきましては一定継続するという方向で再検討したいと考えてございます。

これが今までに頂戴しているご意見ということになりますので、それ以外のご意見ですとか、先ほどご説明を差し上げたような意見に対する回答に対しましても結構でございますので、質疑応答等ございましたらお願ひしたいと思います。

なお、この場でご意見を頂戴したことにつきまして、この見直し案のほうに反映したものを次回の協議会、2月ごろかなと思っておりますが、そこで提示をさせてもらいたいというふうに思っております。

それでは、もう説明は前回終わっておりますので、質疑応答の時間を作させていただきます。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：この調査の費用についてなんですが、産廃特措法の資金はまだ継続して使うんですか。それとも、県の予算でやるんですか。

主査：産廃特措法自体は、法律も失効しております、そこの支援はもうないところです。

住民：ということは、環境省への気遣いは要らないよね。

主査：環境省からも一部に関しては支援は受けております。モニタリング関係は基本支援を受けておりまして、特措法が終わったところ、全国の自治体としても、その維持管理を全て手持ち、手出しでするというのはなかなか負担が重いということで、まず国の方に要望しまして、こういうモニタリング費用につきましては、国からの補助が3分の1入ったりとか、そういった支援は受けてやっておるというのが現状でございます。

住民：ということは、この活動に関する環境省への報告ってのは出さなければ

ばいけないんだね。

主査：はい。結果っていいますか、こういう調査をしました、（金額は）いくらでしたっていう報告は毎年しております。

住民：いや、なぜそれを聞くかというと、さっき言った自然の野山に戻すというのに対しては、それはできないんだっていう理由が県の判断ではなくて、環境省のほうへの配慮という観点からできないんだっていうことかなと思ったんです。

主査：両面かなと思います。県単独としても、そこに代執行なり実施してきたのと違う目的をオノするということになりますと、税金を使うという特性上ということを先ほど申し上げましたけども、それがなぜ必要か、なぜしなければいけないかということが、そういう説明責任が伴いますので、なかなかその自然の野山というのは。

住民：それは、ちょっと僕も怒るけど、何のためにアーカイブを作ったかってことの根本に関わる話なってくるんだよ。県はこれまでずっと法の不備って言ってたんだよ。法が、法はこうだから仕方がないんだ。それでわれわれの気持ちを聞かなかつたんですよ。それが、このRD問題からの教訓じゃないですか。税金を使うから、法は決められた範囲でしかできませんと言って突っぱねていた。それでずっとわれわれは県とのコミュニケーションはうまく取れずに、この問題が長引いたんですよ。そういう言い方されると、われわれは何を学んだんだと思ってしまうんだわ。

主査：アーカイブの中のそういうコミュニケーション不足というところはあったと思います。ただ、一方で先ほど申し上げたような、行政としての制約も実際あるというのも確かです。今回に関しては、そういう制約もあるということはご理解お願いしたいというふうに思っております。

住民：何もお金を使えと言てるわけではないんですよ。この調査っていうものが何のためにやるかというところで、住民の意見をくみ取りますという最初の目的の部分を書くだけじゃないですか。だからといって、余分にお金使えなんて言ってないんですよ。

主査：ですから、そこは目的として明記することまでは、なかなか、その。

住民：それはなぜできないんですか。住民の心に寄り添うという立場から、このモニタリングをやるんですって書くだけでいいじゃないですか。別に、だからといって、われわれはお金を使って追加調査をしろとか言ってま

せんよ。目的の中に基本姿勢をちゃんと踏まえてほしいんだわ。

主査：そこはモニタリングの目的とは別といいますか、リスクコミュニケーションを図る中で、そういうことも念頭においてといいますか、踏まえて実施してまいりたいと。

住民：だから、その踏まえてをちゃんと書いてくれって言ってんの。趣旨、この調査の趣旨というところ、しっかり書いた上で目的はこういうふうに分ければいいじゃないですか。基本姿勢の部分をしっかり固めてもらわなくちゃ納得できないね。

主査：そこは次の2月の場で、そこは検討させてもらいますので、ただ、このモニタリングの目的とするのか、そのモニタリングの結果を踏まえた、そういう。

住民：いや、僕が言っているのは目的とかではなくて、この心構えなんだよ。趣旨をしっかり書いてくれと。ここに至ったことを反省して、このモニタリングを続けるんだというふうに言った上で、この目的は、この調査はこれだっていうふうに具体的に書いてくれればいいだけの話なんですよ。心構えをしっかりとまず書いてほしいって言ってるだけ。それがなぜできないんですか。

主査：そこはできると思いますし。

住民：そしたらぜひやってください、それを。

主査：2月の時には、ちゃんと検討させてもらった上で表現させてもらいたいと思ってます。その調査の目的自体が自然の云々で言われると、ちょっとそれはなかなか難しいですということ申し上げた。

住民：初めから私は、具体的なこの調査項目の目的にしろと言ってないですよ。

管理監：はい。すいません。ご意見ありがとうございます。考え方させていただきます。ご趣旨、よく分かりますので。ただ、ちょっと目的とする部分というのが、もう一回再整理して2月には持ってきてたいと思いますので、よろしくお願ひします。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい。北尾団地さん。

住民：13ページですか。敷地境界ガス調査終了とするとなってるんですけども、

今までずっと検出されてないってことで徐々に減らすとかいうことはちょっとと考えられるんですけども、いきなり調査終了するってのはちょっと乱暴かなど。やっぱり回数は減らすとか、それは検討させてもらってもいいと思うんですけども、終了、もうなくしますよってのはちょっと不安なので、これはちょっともう一回再考していただきたいですね。

主査：はい。そこは冒頭申し上げましたとおり、これは前回出した資料ですので、こうなってますけど、次、2月に出す時は、そういったご意見を踏まえて、そこは回数とか検討しますけども、一定続けるという方向でリバイスしたものを見せてもらいたいと思っております。

住民：はい。よろしくお願ひします。

司会：赤坂自治会さん。

住民：はい。すんません。赤坂です。12ページ、確認をしたいんですけども、地下水の調査地点の場所です。この左上の図で示された調査ポイントが右下の図で示されたポイントに移行するというご提案なんんですけど、地下水のほうは右上から左下のほうに流れてるというご説明がありました。

そう考えると、今提案されているポイントの配置だと、上流側のポイントがないように思うんですよね。全体のその動向見るに当たっては、やはり下流側のポイントの動向に影響するのは、やはり上流側のポイントということになってきて、特に前回の測定ではH24-7でひ素が検出されているんですね。

だから、そういう意味で、それが自然由来なのか、廃棄物由来なのかという議論はあるにしても、そういうものが実際に地下水に入ってるということが下流側に影響を与えることになるので、だから、それを評価しようと思えば、やはり上流側のポイント、代表ポイント、どこかに一つは置いて、それを含めて全体としての動向把握できるような配置にする必要があるんじゃないかなと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

主査：はい、ありがとうございます。上流につきましては、前回の資料10ページ目にも書いてございますけれども、これまで、10年以上調査をしてているということ、おっしゃったとおり、処分場の影響を受けてのバックグラウンドをというふうに思ってございます。

長年、10年以上調査を実施してきました、バックグラウンドとしての状況につきましては把握はできたかなっていうのかなというふうに考えておりますので、これ以上調査をするということは基本的にはなくても大丈夫かなというふうな考え方で、今回、このような案としてご提示をさ

せてもらったというところです。

住民：はい。説明分かるんですけども、下流側も変動もするし、その変動の影響が上流側の変動を受けてのものなのかとか、その辺のところの評価をする段階で、上流側の状況はそれで完全に把握できたというのは、それ自体が動いている可能性もある。だから、変動の全体の動きを把握する意味でも、そういうポイントは代表ポイントとして設定する必要があるんじゃないかという、そういうことです。

主査：はい、ありがとうございます。ちなみにですけども、具体的にこの辺だったらいいんじゃないかと、そういうご提案はございますでしょうか。

住民：やはり一番影響が大きいのは有害物質、ひ素の問題になってこようと思うんですけど、それでいえば、上流側でひ素が検出されて、今も注目が必要なH24-7辺り、それが一番上流側のモニタリング井戸としていいかなと私は思うんですけど。

主査：はい、ありがとうございます。この辺のひ素がこっちまで流れてきて、ここにも影響しているんじゃないか、そういうことですよね。現状も踏まえての今回のご提案ということでしたけど、今出たご意見は点じゃなくて、もう少し面的な動向も踏まえた上でという、そういったご意見があると思いますけども、もう少しこ全体見た上で、どういうふうな結論に至るのか、どういうふうに考えることができるのか、もう一回ちょっと検討させてください。

住民：はい、よろしくお願ひします。

住民：はい。

司会：赤坂自治会さん。

住民：今、上流の話ありましたけど、下流側の話でK-1ですね、これもやめようということですか。

主査：そこに関しましては、この前回の資料10ページのウのところになります。現在、環境基準の超過は見られずに、かつ旧処分場から離れているということがございますので、旧処分場の土地の管理のため、この処分場に起因する有害物質が地下水環境基準を超えて下流に流れていってないかという確認については、直近のこの処分場直下の地点でできることから、遠い所については調査を終了してもいいんじゃないかというところで提

案をさせてもらっています。

住民：K-1で、いつも1-4ジオキサン出てますよね。これは自然のもんじやないです。

主査：1-4ジオキサンは人工です。自然じやないです。

住民：そうですよね。そういうもんが今も出続けてるという状態ですね。そして、他の地域よりはどっちかいうと高い。そういうもんが出てるのにやめようとする、その理由がようわからん。

主査：出てるから続けるっていうわけではございません。もう1枚ページ戻つてもらったところ、これは違う法律ですけれども、どういった場合に調査を終了するのかっていう話をまとめてございます。あくまで今回は目標としては環境基準を超える地下水が下流に流れていなかというところでございますので、出ているか出てないかではなくて、環境基準を超えてるか、超えてないかというところがまず一つの判断ラインとなつてまいります。

今おっしゃるとおり、K-1で1-4ジオキサンが出ておりますけれど、それよりか上流側のほうでは下がってきて、十分低いところで推移しておるっていう状態がございますので、そういった水が今後ここの下流、K-1へ流れていくわけですので、じゃあ今からここが超えるかというと、超える恐れは基本ないだろうというふうな判断ができますので、K-1についても調査を終了するという提案をさせてもらっています。

住民：住民側としては安全安心。安心ていうのが大事なん。これで私は安心できるかいうたら、ちょっとできないですね。

主査：ちなみに、どういうところが不安とかございますか。

住民：こういうものはなかなか除去できないんですよ。

主査：そうですね。はい。

住民：そういうもんが、私ら、やはり地下水を水道水として使っている以上、そういうもんが混ざってもうたら困るし、それが打ち切られるというのは、やっぱりちょっと問題がある。せめて回数減らすぐらいならいいけど、完全にやめてしまうというのはどうなんやろか。それで安心できんのか。そういう気持ちがあります。

主査：はい。飲料水のほうにつきましては当然水道事業体さん、栗東市ですと水源地が幾つかございますけども、そこでも当然測定はされております。

あくまで今回は、そういうご不安な点はあるかと思いますけども、今、基準超えてないで、今後もその上流域でも基準超えていないので、基準を超える恐れはないだろうという判断でやっています。そこについては、いったんご理解お願いしたいと思ってございます。

住民：昔、野洲、守山でも基準を超えたことがありました、でも、住民には知らされなかったです。長年にわたって出し続け、薄めて出して、そして、薄めきれんようになって初めて公開したんです。やはりそういうのを知ってる以上は心配なんです。そして、処分場はやっぱり工事して動かしてあるもんやから、地下水でドロッと流れてしまうのちやうか。その工事した時に流れたやつが、いつその場所にくるのか、そこは、はっきり分からぬ。

そしたら、この数値がこの、何ちゅうか、上昇すんのか、また下降すんのか、それ見えてないです。やはりたとえ回数減らしても続けるべきではないかと思いまして、そやないと私ら安心できないです。

主査：先ほど例に挙げられた守山のほうの浄水場、そこは水道事業体さんのはうの話と承知をしておりますけれども、当然きちんと水道、上水を供給する時には、現に栗東市さんもされておりますけれども、そこはきちんと検査して、公表もされておりますので、こことはちょっと切り離しが必要かなというふうに。

住民：いやいや、切り離し不可以ですよ。そういう事実があったんやから。住民には知らされなかった。薄めて薄めて使った。薄め切れんから公表した。そういう事実があるんや。私たちも知ってますよ。

主査：だから、それはちゃんと処分場から悪さをしてない、処分場からその基準超えるような水が流れていらないということは、しっかりここで周囲ぐるっと囲って調査して、確認はさせてもらうと。

住民：だから、その場所でしないと、一番下流側やから、そこで確認するのが一番大事なことじゃないですか。

主査：一番下流、これが仮に何か水源まで行くとしたら、一番下流は水源ですから、そこの水源できちんと水道事業体さんが確認して。

住民：それは、やはりそういうふうに、このごまかされてきたってことを事実知ってるわけです、結局みんな。それで安心しろというのは難しいです。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：いいですか。栗東市さんにもお尋ねしたいんだけども、この事件が起きてから周辺の井戸の使用禁止を要請してますよね。それとの兼ね合いで、今後、このモニタリングの場所を減らしたことによって、その周辺井戸の使用開始ってことは検討できますか。栗東市さんじゃなくて、だから県に聞きたいんだけど、ここにいて、この減らしたモニタリング地点を確認すれば、もう周辺で井戸使っていいですよってゴーサインは県として責任持って出せるんですか。

主査：基本的に今、現状、環境基準超えた地下水は確認されてませんが、一応念のためという意味では、使わないでくださいというところは変わらないというに思っております。

住民：それはいつか解除できるのか、どういう状況になったら。

主査：どういう状況になったらというのは、なかなかお答えするのは正直難しいです。これをどうリスクとして捉えるかというところでございますので、こっちからいいですよ、駄目ですよっていう話というよりは、念のためやめといてくださいということで言い続けるのかなというふうに思ってます。

住民：栗東市さんは、どう考えてますか。このままずっと念のためやめといてくださいを何十年と言い続けるんですかね。

司会：栗東市さん。

(栗東市)：はい。過去に広報等で、そういった形で控えていただきたいということ出させていただいて、いったん今回も本年度末をめどにして有効性の確認をされる。そこをいったんめどとして、その状況下で、また、今、うちが、栗東市として発したところをどうするかっていうのを検討したいなっていうふうには過去から思っておりました。

いったん、この来年度の確認でゴーが出るのかなというふうには、そういう見込みなのかなというふうには思うんですけども、栗東市としては、いったん、そこでまた判断材料とさせていただき、今の状態ですぐゴー出すとかいうのはないんですけども、いったん、その有効性が出て確認ができる、外部への影響がもうなくなったんだというふうな判断が出されたら、そこからちょっとまた状況見たいなというふうには考えておりました。

住民：先ほどの自然の野山に戻してもらいたいって気持ちとつながってくるんだけれども、自然の野山だったら、周辺の井戸、別に使っていいんだよね、基本的に。この問題が解決したら制限する必要はないわけで、どれだけ自然の野山の周辺の井戸も使ってもいい状態になったのかってことを確認してもらいたいんだよ。そういう観点からして、このモニタリングの箇所の変更は十分根拠があるというふうに県としてはおっしゃっていただけるんでしょうか。

主査：はい、ありがとうございます。この下流含めて、現状、環境基準は超えてないということ確認しておりますので、そこに関しては、何というか、環境基準を超えていないということは事実ですので、あと、なかなか申し上げにくいところは正直ありますけれども、県としてそれにマルバツを付けるということは、どんな地下水でも基本なくて、こういう状態にまでなりましたよということをお伝えをさせてもらいます。

その上で、それだったら、じゃ、飲もうかなと思うか、いや、まだ処分場はここにあって、いつなんどき漏れるか分からないから、やめとこうかとかっていうのがほんとに個人個人の判断になってきますので、そこについて、ぜひ飲んでくださいとか、そういうトーンの発信の仕方というのは正直県としてはやってないです。

住民：だから、安全は言えるけども、安心は言えないってことだよな、要はな、その話は。

主査：個人の感覚、感性も十分入ってきますので、そこは正直、こちらから押し付けるような話ではないというふうに思っています。

住民：安全というのは基準があって、行為に関わるんだよ。安心ってのは基準がなくて、人格に関わるんだよ。言ってること分かるか。県の、県の法人としての人格が立派なら、われわれは信頼できるんだよ。だから、安心してお任せします、そうですねって言えるんだよ。それがまだ十分じゃないんだな。だから今、○○さんが言うような意見が出てくるんだよ。どれだけ寄り添って、これからも考えてくれるのかどうか不安なんですよ、われわれはまだ。安心できないんだよ、県を。だから、その点を考えて、少し多め多めに安全策を取ってもらいたい。そういうこと積み重ねることによって、ようやく、住民も信頼して安心を得ることができるんだよ。違いますか。

主査：おっしゃることは、もっともだというふうに思います。

司会：中浮気団地さん。

住民：すいません。私も○○さんが言われる懸念は、これものすごく心配しています。モニタリングの中では、これは最も重要になってくるモニタリングです。なぜかといえば、これ処分場から下流600メートル離れているんです。データ見ていくと、10年来のデータ見ていくと、○○さんが言うように、1-4-ジオキサン、これは処分場の浸透水よりもデータ的に倍以上、処分場の中が0.008なのに、この600メータ一下流が0.019。倍以上です。数値が高いです。

さらに、ほう素。ほう素については、今、処分場が平均0.9ぐらいですけども、0.8とか0.9が平均値出でますが、ほう素のほうも600メータ一下流で同じく0.8。本来なら周りの水に薄まって出てくるはずが、薄まってないんで。ということは、そのまま流れてきてる。10年前は、ほう素は0.2とか0.3だったんですけど、毎年じわじわじわじわ上がって、今、0.8になっています。対策工の影響は全く及んでいません。そういう状況です。

それで安全安心という話なんんですけど、われわれは歴代の知事さん、國松知事さん、嘉田知事さんと三日月知事さん、何で最初に言う言葉は、住民が安全で安心できる環境にしますということなんです。

しかし、今の話を聞いてると、県が安全で安心できる環境にします。相当乖離があります。住民がっていう話じゃないんですか。県ですか。

主査：はい、ありがとうございます。ほう素とかの、そういった経年変動、当然こちらとしては承知をした上で、今回の案を提示をさせてもらっておりますけれども、先ほどのご意見頂戴しましたけど、いったん持ち帰らしてもらいたいというふうに思います。

住民：それと、ちょっと観点変えますけど、K-1ていうのは栗東市が今、運動公園を計画してるんです。そこに防災拠点をつくるということです。あそこの井戸は、自噴してて5m、6m水が上がるわけです。災害なんかで大いに利用できるんです。その水、今、使えますかっていうことです。トイレには使えるでしょうけど、他の生活用水に使えますか。これ、栗東市さんに聞かないかんことかもしれません。そういう水、問題ないと言うんですかって。生活用水に使えますか。それも一つ考えてほしい。ものすごく貴重な井戸、水です。

それと、もう一つあります。話は続きます。処分場中の水よりも処分場の外、手の届く位置にあるK-1、水のデータから見ると、外にある水のほうが汚れているんです。中のほうは大丈夫。中よりも外が汚れてる。何でなんですか。対策工が全然効いてないんです。そういう検証はしたんですかっていうことです。お願ひします。

主査：はい。モニタリングと違う意見もあったように認識しております。まず1点目、主に生活用水として使えるのかという点は、先ほど申し上げたように、基準以下ということを確認してますということは申し上げることはできるんですけれども、だから飲んで大丈夫と思う人もいれば、いやそれはと思う人もいるしというところで、その心情的なことにつきまして、こちらから絶対こうですとかいう話は正直できないというところについては、ご理解お願いしたいと思います。

場内の浸透水のほうが数字が低いという点つきましては、逆に今、場内の有害物質をしっかり取った結果で、今現在も進めてる洗い出しというのがきちんと作用してると、そういう証左でもあるのかなという、そういう捉え方もできるかと思います。

こここの場外につきましても、有害物調査検討委員会の場も含めて、これまでご意見頂戴しておったかと認識してございます。ただ、対策をする上で、一定の枠を決めてするしかないという中で、今回は遮水壁をしたり、この有害物質ができるだけ取ったりとかいう場内対策を主眼に置いてやるというところで、専門の先生にもご意見を聞いて実施をしてきたというところでございますので、場外のほうが数字が高いということも、流れていったものがまだそこにあって流れ切っていない、薄まり切っていないうところもあるかと思うので、それをもって対策に効果がないというわけではないというふうに考えております。

住民：よろしい、もう一つ。ちょっと聞き流してくれても結構なんんですけど、本来なら遮水工事、第二次対策工をすることによって側壁と斜面と底、完全な工事をやってます。私も何度も何度も入らしてもらっている。そこまでやるのっていうくらいものすごい工事します。そういう面では、ものすごく安心してます。結果がKs3の井戸に出てます。対策工やると同時に、水質がグーンと絵に描いたようにきれいなカーブで良くなると。ここに24-2(2)、また24-4(2)、Ks3は明らかに対策工事の結果だと思ってます。しかし、Ks2は全く効果が出てません。

もう一つ思いで言うと、それは手抜き工事なんです、私に言わしたら。どこが手抜きかっていうと、基本計画っていうのがあって、基本対策工事をつくられましたと。その中に三本柱があって、まず有害物質を除去しましよう。これは第1工期の時に仕上りました。それと、遮水工事もしました。これも完璧。AからF工区まで完璧にやりました。ただし、処分場の中の平成10年の深堀りの穴、平成3年の深掘りの穴、全く触つてません。

当初、上級職の方になかなか下がりませんよという話をした。いや、工事期間中に下がるという返事をいただきました。そのうち工事してしまって、その水が流れ落ちてきてるんです。なぜかいうと、平成10年の

穴は北尾側のあの広場から20メートル深く掘ってるんです。Ks2を破壊してしまっている。水位も10メーター以上、それを入れると水がたまつて。その水圧で流れ落ちていってるという。

私は言いました。それを本来ならちゃんと最後までやるべきことなんですが、途中でやめてしまいましたんで、全く指一本触ってません。手抜き工事なんです。それを頭に置いといてください。

主査：はい、ありがとうございます。ご意見承知しました。

司会：お時間迫っておりますので、最後、栗東ニューハイツさん、お願ひします。

住民：簡単に、はい。フロー公害とストック公害って言葉があるじゃない。つまり例えば水俣病なんかだと、チッソが流した排水が魚を汚染したわけだけども、そのチッソが排水のところでチェックをしましたと。そこでは、もう出なくなりましたから安全ですと言って、もう既に流れ出た有機水銀は水俣湾の中にたくさん残ってて、魚はそれで汚染されてるわけですよ。そういうストックされた部分があるんだよ。今日の話聞いてて、まさにそれだと思うんだよ。つまり、処分場からの流れ出しがどうなってるかっていうフローの部分だけチェックして、でも、ストックされたものは知りません。それじゃ、住民は安心できないでしょ。私たちが言っているのは、ストックの部分もしっかり調べて、その水が飲めるかどうかを知りたいわけだよ。

ところが、今回の皆さんの主張は、フローは収めたんです。そこの効果が確認できるのは、この調査ですから、ストックは知りませんと言つてるようにしか聞かれないんだけども、それでいいんでしょうか。

主査：はい、ありがとうございます。そのストック、フローという観点で、先ほどちょっと申し上げたんですけど、この下流のほうについても、この10年、20年近くの結果を踏まえ、当然上昇傾向にずっとあるとか、そういう場合でしたら、今後超えるかもしれないとか、そういったことは当然考え得るので、もちろん調査を終了しようかっていうことはないんですけども、今回、K-1含めて上昇基調にあるような有害物質は現在ないというところで、今回の案を提出させてもらっております。

先ほど、ちょっとK-1の話で複数ご意見いただいておりますけども、そういうといったストック、フローの観点と同様の意見だというふうに思いますので、先ほど申し上げましたようにいったん持ち帰らせてください。

司会：お時間迫っておりますので、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。はい。

それでは、以上をもちまして周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応についての議事を終了させていただきます。